

平成31年度日本語教育関係概算要求一覧

資料17

連番	府省名	事業名称	新・継 区分	事業概要	31年度要求額 (百万円)	30年度予算額 (百万円)
1	外務省	独立行政法人国際交流基金	継続	独立行政法人国際交流基金を通じ、海外における日本語教育事業を実施。	15,528 (内数)	12,562 (内数)
2	経済産業省	技術協力活用型・新興国市場 開拓事業	継続	技術協力を通じて、日本企業が新興国でビジネスを行う上での課題となる現地人材の育成、ビジネス環境の整備を推進することにより、日本企業の新興国市場の獲得等を図る。(このうち、日本語教育関係は②及び⑤) ①制度・事業環境整備事業 新興国市場において、日本企業がビジネスを展開しやすくするよう、現地の政府・業界関係者を対象にした日本での研修等を通じて、相手国における制度や事業環境の整備を図る。 ②新興市場開拓人材育成支援事業 海外進出先での事業活動を担う、現地人材の育成のために、日本企業が実施する日本での受入研修、海外への専門家派遣等の取組への補助を行う。 ③国際化促進インターンシップ事業 海外展開を目指す日本企業における高度外国人材の活用を進めるため、海外学生等のインターンシップ受入れ機会の提供や海外でのジョブフェアの開催を行う。 ④社会課題解決型国際共同開発事業 新興国の社会課題解決という現地のニーズに応じた海外展開を推進するため、日本企業が、現地の企業・大学等との共同で行う製品開発費用の補助を行う。 ⑤看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業 経済連携協定に基づく約束を着実に履行するため、看護師・介護福祉士の円滑な受入れに向けた日本語研修を実施。 ⑥インフラ海外展開支援事業 相手国のキーパーソンの招聘や日本人専門家派遣により、日本の質の高い技術等の理解度の向上を支援する。	4,500 (内数)	4,557 (内数)
3	厚生労働省	外国人就労・定着支援研修事業	継続	安定就労への意欲の高い定住外国人求職者を対象に、日本語コミュニケーション能力の向上、就労に必要な知識を習得させ、安定雇用の促進を図るとともに、人手不足産業や成長産業などでの人材確保を支援する。	628	551
4	厚生労働省	外国人留学生に対する就職促進研修等事業(仮称)	新規	日本企業に就職を希望しながらも、面接や職場における日本語コミュニケーション能力の不足により就職が困難な留学生等に対し、これらの能力を高めるための実践的な研修等を実施することにより、留学生等の日本での就職を促進する。	75	-
5	文部科学省	独立行政法人日本学生支援機構 日本語教育センター	継続	東京及び大阪に日本語教育センターを設置し、我が国の大学、大学院、高等専門学校等の高等教育機関に進学する外国人学生に対し、日本語及び高等教育を受けるために必要な基礎教科の教育を行うとともに、教材の開発、日本文化・日本事情等の理解を促進させる事業を実施することにより、国際親善の増進に寄与することを目的としている。	266 (運営費交付金の一部(日本語教育センターに係る分))	266 (運営費交付金の一部(日本語教育センターに係る分))
6	文部科学省	国費外国人留学生制度	継続	関係省庁と連携し、諸外国の優秀な人材を国費外国人留学生として受入れ、高度人材の養成を行い、我が国のグローバル化、諸外国との相互理解の増進と人的ネットワークの形成、我が国の大学等の教育力・研究力の強化及び国際的知的貢献を図る。本事業では、国費外国人留学生に対し奨学金等を給付するとともに公私立学校に在学する者について授業料等を支出する。 その中で、日本語等予備教育が必要な者については、予備教育期間中も奨学金等を給付するとともに公私立学校に在学する者について授業料等を支出する。	18,721 (内数)	18,714 (内数)

連番	府省名	事業名称	新・継 区分	事業概要	31年度要求額 (百万円)	30年度予算額 (百万円)
7	文部科学省	共生社会の実現に向けた帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業	新規・継続	<p>① 帰国・外国人児童生徒教育等に係る研究協議会等 都道府県等教育委員会の担当指導主事等を対象とした協議会を直接実施により開催し、研究協議や情報交換等を行う。</p> <p>② 帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業(補助事業) 公立学校に在籍する帰国・外国人児童生徒等に対する教育支援の体制整備を行う自治体に対して、当該事業を実施するための経費の一部を補助することにより、公立学校、地方自治体、その他団体で連携した指導・支援体制の構築を図る。</p> <p>③ 多言語翻訳システム等ICTを活用した帰国・外国人児童生徒等のための支援事業(補助事業) 外国人児童生徒等や保護者とのスムーズな意思疎通を図るため、多言語翻訳システム等ICTを活用した取組に対する支援を行う。</p> <p>④ 定住外国人の子供の就学促進事業(補助事業) 不就学や自宅待機となっている外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体に対して、当該事業を実施するための経費の1/3以内を補助。</p> <p>⑤ 外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラムの開発事業(委託事業) 外国人児童生徒等教育を担う教員の資質能力の向上を図るために、教育委員会・大学等が実施すべき研修内容をまとめた「モデルプログラム」を開発・普及する。</p> <p>⑥ 帰国・外国人児童生徒等教育に係る研究協議会等 研究協議会等を通じたネットワーク構築、先進地域での実践を集約・普及するポータルサイトの運営等。</p> <p>⑦ 外国人高校生等に対する包括支援環境整備事業(委託事業) 高校やNPO等が中心となり、企業やボランティアなどの地域の関係団体等と連携し、外国人の高校生等に対する包括的な支援を行う取組を支援。</p>	635	229
8	文化庁	日本語教育に関する調査及び調査研究	継続	日本語教育の推進に資するための調査研究や実態調査を実施。	7	7
9	文化庁	日本語教育研究協議会等の開催	継続	<p>①文化審議会国語分科会日本語教育小委員会の審議の成果物の普及等を図る日本語教育研究協議会(日本語教育大会)を東京と大阪で開催。</p> <p>②都道府県・政令指定都市の日本語教育担当者が集まり、情報共有や連携・協力を図る場として、都道府県・政令指定都市日本語教育推進会議を開催。</p> <p>③都道府県・市区町村等の日本語教育担当者を対象に、施策の企画立案能力等の育成・向上を目的とした都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修を実施。</p>	3	5
10	文化庁	条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育	継続	定住支援施設における定住支援プログラムの一環として、日本語教育プログラムを実施するなど、条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育を実施。	43	43
11	文化庁	「生活者としての外国人」のための日本語教育事業	継続	日本国内に定住している外国人等を対象とし、日常生活を営む上で必要となる日本語能力等を習得できるよう、①地域日本語教育実践プログラムにおいて、文化庁作成の「標準的なカリキュラム案」等を活用し、1)日本語教育の実施、2)日本語教育人材の養成研修の実施、3)教材の作成の3つを一体的に実施する取組や地域資源を活用した日本語教育体制整備に資する取組など各地の優れた取組を支援する。 また、②地域日本語教育コーディネーター研修においては、地域における日本語教育の中核となる人材に対する研修を実施する。	46	85
12	文化庁	「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業	継続	日本語教室が開催されていない地域に居住する外国人に日本語を学ぶ機会を提供するために、日本語教室を開催したいと考えている地方公共団体に対し、アドバイザーを派遣し、日本語教室が開設できるよう支援する。また、日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人にはインターネット等を活用した日本語学習教材(ICT教材)を開発・提供する。さらに、日本語教室がない地方公共団体を対象に先進事例等を紹介する「空白地域解消推進協議会」を開催し、日本語教室設置を促す。	67	50
13	文化庁	日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発事業	継続	文化審議会国語分科会が日本語教育人材の資質・能力の向上を図ることを目的として、平成30年3月に取りまとめた「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」で示す「日本語教育人材の養成・研修の在り方及び教育内容」の普及を図るため、これらに基づく人材養成及び現職者研修のカリキュラム・プログラムの開発及び養成・研修を実施する。	41	28

連番	府省名	事業名称	新・継 区分	事業概要	31年度要求額 (百万円)	30年度予算額 (百万円)
14	文化庁	省庁連携日本語教育基盤整備 事業	継続	日本語教育を総合的に推進していく体制の基盤を構築するため、①関係府省及び関係機関等が情報交換等を行う日本語教育推進会議を開催する。加えて、②関係機関等が独自に作成している教材等のコンテンツを共有するための「日本語教育コンテンツ共有システム」を運用する。	3	3
15	文化庁	地域日本語教育の総合的な体 制づくり推進事業	新規	新たな在留資格の創設等を踏まえ、地方公共団体が関係機関等と有機的に連携し、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進するとともに、「生活者としての外国人」の日本語学習機会の確保を図る。	304	—